

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年8月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年8月23日（金） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫
18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基	21 生澤 良一

欠席委員 13 大谷 朗

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願いについて
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定) について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年8月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は、13番大谷委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、4番正田秀雄委員、5番長明美委員にお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、議案番号10番が取下げとなっておりますので、所有権の移転が9件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、居住地に隣接する農地を取得する申請です。

譲受人は、非農家ですが、耕運機を所有しており、申請地にて、ナ

ス、キュウリ等の野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番3番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

2名の所有者から購入するため、番号が別となっております。

譲受人は、佐野市を中心に梅、小麦、大豆、明日葉などを栽培している農地所有適格法人です。

申請地では、さつまいもを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町川連を中心に米、葉物野菜等を作付しています。

申請地では、野菜等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、大平町榎本を中心に米・野菜等の栽培を行っております。

申請地では、野菜等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町富吉を中心に米・麦・野菜の栽培を行っております。

申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町赤麻を中心に野菜・じゃがいもの栽培を行っております。

申請地では、野菜・じゃがいもを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町静を中心に米・麦・ネギの栽培を行っております。申請地では、ネギを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町静和を中心に米・麦の栽培を行っております。申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、昨日8月22日に取下願が提出されたため、取下げとなります。

以上9件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(渡邊委員)

今回の北部調査委員長の9番渡邊です。

今回は私と11番田中委員、21番生澤委員の3名と事務局2名で、21日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が3件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (石塚委員)	<p>今回の南部調査委員長の18番石塚です。 今回は、私と7番柴委員、15番川嶋委員の3名と事務局2名で、22日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回南部は、所有権移転の申請が6件ありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
佐山委員	<p>20番佐山です。 2番3番の件ですが、土地改良区内の農地を取得し、さつまいも畑としての利用になります。水を使用しない場合、土地改良費等は支払わなくてよいのですか。</p>
議長	<p>1番若色より説明します。 土地改良区で農地として継続利用することになるので、支払う義務があります。</p>
佐山委員	<p>譲受人は、土地改良費等を支払うことが必要であることを承知の上で、農地を取得するように案内してもらいたいです。</p>
柴委員	<p>7番柴です。 さつまいもの生産に関する責任者や、販売のルートの確保はどのようになっていますか。</p>
田沼主査	<p>今回は鹿児島からさつまいも農家を社員として迎え入れ、その方を中心に作付け予定です。酒用の芋として生産し、加工する予定で販売ルートも確保しているそうです。</p>
議長	<p>他にございますか。 (発言なし)</p>

議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
田沼主査	<p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>今回は、議案番号4番が取下げとなっておりますので11件の申請がありました。</p> <p>申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、資材置場への転用です。地図は1ページです。</p> <p>事業計画者は、不動産業、建築、建設資材販売を営む法人です。この度、事業拡大に伴う売上増加により資材ストックが増加傾向にあります。事業所敷地内では置場が不足しており、新たに資材置場を整備する必要があります。利便性や防犯上の観点から、事業所の隣接地から選定したところ、今回の申請地が適地と判断しました。計画によりますと、西側認定外道路から出入りし資材置場として利用します。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。</p> <p>取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>2番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。</p> <p>事業計画者は、市内の貸家に家族5人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>今後の両親の世話も考慮し、実家の近くである申請地を建築地として選定しました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。</p> <p>取水は上水道、排水は合併処理浄化槽で処理したのち敷地内で処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p>

(写真説明)

3番については、砂利採取のための一時転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、建設資材の販売と生産を行っております。周辺地域には砂利が豊富にある場所であるため、事業を計画しました。

農地の区分は、農用地域であります。一時転用であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、取下げとなっております。

5番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、市外のアパートに家族3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落接続の許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、砂利採取及び表土置場のための一時転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、砂利採取業を営む法人です。申請地周辺には良質な砂利が豊富にあり、事業に適した土地であることから、事業計画者が所有する宅地等を含め一体的に砂利採取事業を行います。昨年、同一敷地内において西側の農地を砂利採取地、東側の農地を表土置場として許可を取得しましたが、間もなく埋戻しが完了するため、砂利採取地と表土置場を入れ替え、再度申請に至りました。

農地の区分は、農用地域内の農地及び農地の広がり10ha未満の第2種農地であります。一時転用であるため、不許可の例外規定に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番8番については、太陽光発電設備への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。耕作が困難となっている農地を再生可能エネルギーの資源確保のために有効活用すべく太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番～11番については、太陽光発電設備への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球のエネルギー問題に対して少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、障害者グループホームへの転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、栃木市内の近傍地に他にも障害者グループホームを営む社会福祉法人です。

今般社会福祉施設の需要が高まっている中、需要に対し施設の供給が追いついていない状況です。事業計画者の法人も既存施設の利用者は許容限度を超え、新たな施設利用の問い合わせも絶えない状況が続く、新たな施設が求められていることから地域社会に貢献したいと考え申請に至りました。

申請地は、栃木・大平地域の市街化区域の中間に位置し、閑静な環境下で、社会福祉施設としては最適な環境です。利用者の住宅のある市街化区域から近く、既存施設から近い場所に位置することから、職員の配置等融通が利くと考え、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありま

すが、土地収用法該当事業であるため不許可の例外規定に該当しません。

取水は上水道、排水は農業集落排水に接続、雨水は浸透槽を設置し、敷地内浸透します。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上11件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、3番及び6番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(渡邊委員)

今回北部は、一般住宅が2件、資材置場が1件、砂利採取が2件、太陽光発電設備が5件、合計10件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(石塚委員)

今回南部は、社会福祉施設1件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、5番長委員をお願いします。

長委員

5番長です。

1番の案件ですが、資材置場ということで、事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長	番号2番、3番について、16番川田委員お願いします。
川田委員	16番川田です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。 3番の案件ですが、砂利採取のための一時転用で、周辺への影響もなく問題ないと思われしますのでよろしくをお願いします。
議 長	番号5番について、1番若色より報告いたします。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。問題ないと思われしますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号6番について、19番大塚委員お願いします。
大塚委員	19番大塚です。 6番ですが、砂利採取についての一時転用ということで、何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議 長	番号7番から11番について、10番狐塚委員お願いします。
狐塚委員	10番狐塚です。 7番から11番の5件の案件ですが、近所にも太陽光発電が設置されておりまして、事務局および調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。
議 長	番号12番について、21番生澤委員お願いします。
生澤委員	21番生澤です。 12番の案件ですが、社会福祉施設の建設ということで、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われします。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、3番及び6番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。

議長 次に議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査 議案書の11ページをご覧ください。

今回は、5件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、地図は8ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、地図は9ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、昭和50年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、地図は10ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、地図は11ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

	<p>5番については、地図は12ページです。</p> <p>申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>以上5件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。</p>
北部調査委員長 (渡邊委員)	<p>今回北部は、2件の申請がありました。</p> <p>いずれも20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (石塚委員)	<p>今回南部は、3件の申請がありました。</p> <p>3件は20年以上、宅地、雑種地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、11番田中委員お願いします。</p>
田中委員	<p>11番田中です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。現地確認しましたが、農地への復元は困難と思われるので、ご審議よろしくお願いたします。</p>

議 長	番号2番について、4番正田委員お願いします。
正田委員	4番正田です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。
議 長	番号3番について、8番平本委員お願いします。
平本委員	8番平本です。 3番ですが、娘さんが、母屋の敷地内に家を建築しようとした際、敷地の一部が農地であることが判明したための申請です。事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。
議 長	番号4番について、21番生澤委員お願いします。
生澤委員	21番生澤です。 4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりで、非農地証明を出すことに問題ないと思いまますので、よろしくご審議お願いします。
議 長	番号5番について、3番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 5番の案件ですが、喫茶店の駐車場だったところが、農地だったということです。事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。
議 長	これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

- 議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて33件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。（質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。（質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
（発言なし）
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年8月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時27分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (正 田)

署名委員 _____ (長)